

令和4年9月21日

建設委員会資料

活力都市創造部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市景観まちづくり計画の改定について 1 頁

富山市景観まちづくり計画の改定について

活力都市創造部 景観政策課

1. 富山市景観まちづくり計画とは

『富山市景観まちづくり計画』は、景観法に基づき策定する法定計画であり、良好な景観を形成するための基本方針のほか、景観に与える影響が大きい建築物等にかかる行為の制限や屋外広告物の表示に関する行為の制限などを定めるなど、本市が市民と協働で景観まちづくりを推進させるためのマスタープランとなるもの。

2. これまでの取り組み

表情豊かで魅力的な景観の形成と保全を計画的に推進するため、平成20年に景観まちづくりの基本方針や施策の方向性について定めた「富山市景観形成基本計画」を策定し、平成23年には景観法に基づき、より具体的な景観形成基準等を定めた「富山市景観計画」を策定し、大規模な建築物等を届出対象とすることなどにより、良好な景観に配慮を求め、景観誘導を図ってきた。

また、重点的に景観まちづくりを推進する景観まちづくり推進区域として、『八尾地区』、『大手モール地区』を指定し、それぞれの地区の個性を活かした景観形成を図り、良好なまち並みの形成や保全に取り組んできた。

3. 計画改定の背景

「富山市景観計画」の策定から10年が経過し、この間、富山駅周辺地区の再整備が進むなど、都心部において良好なまち並みが形成されましたが、市民への意識調査では景観まちづくりの情報提供や参画の機会を望む意見が多く寄せられたほか、カーボンニュートラルへの対応策である太陽光発電施設の増加など社会情勢の変化がもたらす新たな景観形成上の課題が表出し始めている。

のことから、次の3つの視点に基づき景観計画の改定を行う。

景観計画改定の3つの視点

視点1 社会情勢の変化への対応

コンパクトなまちづくりの進展に伴うまち並みの変化を踏まえるとともに、経済・産業、人口動態など社会情勢の変化がもたらす景観形成上の課題に対応する

視点2 市民・事業者との連携強化

市民・事業者の更なる理解と参画を得ながら景観まちづくりを推進するため、情報発信や市民参画の機会の拡充を図るなど推進施策の強化を図る

視点3 景観まちづくりの実効性の向上

施策の進捗管理や有効性の評価手法など、景観まちづくりの質のマネジメントを行う体制を構築する

4. 主な改定点

(1) 社会情勢の変化への対応（視点1）

① 社会情勢の変化がもたらす景観形成上の課題への対応

コンパクトなまちづくりの進展に伴うまち並みの変化や、経済・産業、人口動態など社会情勢の変化がもたらす景観形成上の課題に対応するため、景観形成基準等の見直しを図る。

- ・太陽光発電施設に対する景観形成基準を追加
- ・デジタルサイネージに対する景観形成方針を追加

(2) 市民・事業者との連携強化（視点2）

① 市民意識の醸成

市民参加型の意識啓発イベントや景観教育の実施などの景観への関心喚起の施策を計画に位置付け、景観まちづくりの機運の醸成を図る。

② 市民活動の支援

景観の形成や保全を行う地域の活動を推進するため、活動を行う団体等に対する支援等の施策を計画に位置付け、地域住民が主体となった活動の活性化を図る。

③ 規制・誘導の充実

公共施設を整備する際の景観への配慮事項や景観まちづくり推進区域の指定候補地などを計画に位置付け、更なる規制・誘導の充実を図る。

(3) 景観まちづくりの実効性の向上（視点3）

① 施策の進捗管理・評価の実施

富山市景観まちづくり計画に基づく施策の進捗及び成果を定期的に評価・公表する仕組みを構築し、施策の運用改善や次期計画の改定につなげる。

② 景観形成基本計画と景観計画の統合

「富山市景観形成基本計画」と「富山市景観計画」を統合し、本市が目指す景観まちづくりの目標・方針から実現のための施策までを包括的に示し、市民にわかりやすい計画となるよう努める。

5. 計画の概要

第1章 基本編

- 1-1 はじめに
(景観計画改定の背景)
- 1-2 景観とは
(本市が目指す景観まちづくり、市民・事業者・行政の役割)
- 1-3 計画の目的と位置づけ
(計画の目的と位置づけ、計画の構成)
- 1-4 景観計画の区域

第2章 目標・方針編

- 2-1 富山市の景観構造
(自然地形、景観構造、景観要素)
- 2-2 景観形成の基本目標

目標1	豊かな自然や歴史文化を守り育む
目標2	住み続けたい、訪れてみたい、魅力と活力を創る
目標3	様々な景観要素が重なり、つながり、調和する

- 2-3 景観形成の基本方針

景観の分類	景観形成の基本方針
自然的景観	<ul style="list-style-type: none">・水と緑に抱かれた豊かな自然景観を守る・棚田や散居景観などの美しい田園景観を守る
歴史的景観	<ul style="list-style-type: none">・地域の歴史を今に伝える貴重な歴史的景観を守る
市街地景観	<ul style="list-style-type: none">・活力と賑わいと潤いのある商業地景観を守り、創造する・潤いある住宅地景観を守り、創造する・周辺環境と調和した工業地景観を守り、創造する
眺望景観	<ul style="list-style-type: none">・雄大な立山連峰等の眺望景観を守る
景観資源	<ul style="list-style-type: none">・地域を特徴づける景観資源を守り、創造する
心象景観	<ul style="list-style-type: none">・豊かな感性を育み、ひとりひとりの大切な景観を尊重しあい、郷土への愛着を育む

第3章 基準編

- 3-1 良好的な景観形成に関する行為の制限
(建築物・工作物等の景観誘導、景観計画区域内の行為の制限)
- 3-2 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限
(屋外広告物の景観誘導、景観形成方針)
- 3-3 公共施設による景観形成
(公共施設整備の基本方針)

第4章 施策編

4-1 市民意識の醸成

(景観制度の周知手法、市民参画型の意識啓発、景観資源の指定・活用制度)

4-2 市民活動への支援

(市民が主体となった活動に対する支援)

4-3 規制・誘導の充実

(景観まちづくり推進区域の指定方針、公共事業との連携)

4-4 景観まちづくりの進捗管理

(指標となる事業の設定、評価の実施手法)

6. 今後のスケジュール

日程	項目
令和4年10月	富山市景観まちづくり審議会に諮問
令和4年10月	パブリックコメントの実施
令和4年11月	富山市都市計画審議会に諮問
令和5年	富山市景観まちづくり計画公表

※太陽光発電施設に対する景観形成基準やデジタルサイネージに対する景観形成方針の追加などによる新たな手続きは、周知期間を経たのち運用を開始する予定。